(8)　一般用非放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のあるものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。）

(9)　業務用放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用するもの（非接触電力伝送装置を除く。）をいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。）

(10)　業務用非放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用するものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。）

二　次に掲げる設備であつて、第四十六条の七に規定する型式確認を行つたもの

(1)　電子レンジ

(2)　電磁誘導加熱式調理器

［削る］

二　工業用加熱設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業生産のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）

三　各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備をいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行つた電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）

（指定の申請）

第四十六条　第四十四条第一項第一号(1)及び第二号(3)並びに第四十五条第一号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［一　略］

二　一般搬送式デジタル伝送装置

(1)　前号(1)から(3)までに掲げる事項

［(2)・(3)　略］

(4)　次に掲げる事項の設計値及び測定値

㈠　前号(6)㈡及び㈢に掲げる事項

［㈡　略］

（指定の申請）

第四十六条　第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［一　同上］

二　［同上］

(1)　前号の(1)から(3)までに掲げる事項

［(2)・(3)　同上］

(4)　［同上］

㈠　前号の(6)の㈡及び㈢に掲げる事項

［㈡　同上］